

蒲郡市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金  
(個別接種促進のための支援事業に関する交付金)に関するQ&A

○事業全般について

Q1 高齢者以外への接種についても対象となるか。

A1 対象となります。

Q2 請求対象に満たない週の接種回数を記載する必要がありますか。

A2 記載する必要はありません。

Q3 週の考え方はいつからいつまでか。

A3 月曜日から日曜日までで算定します。ただし、令和5年8月の最終週は、8月28日(月)から8月31日(木)までを1週としてカウントすることになります。

Q4 日の考え方はいつからいつまでか。

A4 0時から24時までです。なお、24時を跨いで連続した接種を行う場合は、24時以前の日付け分として回数を計算してください。

Q5 4週以上は連続した4週間でなければいけないのか。

A5 連続している必要はありません。

Q6 1期に3週達成し、2期に1週達成した場合は、給付の対象となるか。

A6 なりません。この給付金は第1期から第2期のそれぞれの期間で4週以上を満たしているかを判定しますので、期をまたいで4週以上であっても給付の対象とはなりません。

Q7 時間外・休日の接種に対する加算(時間外+730円、休日+2,130円)は、この交付金と重複して申請することができるか。

A7 可能です。この交付金と時間外・休日の接種に対する加算は、それぞれ要件を満たす場合は、交付の対象となります。時間外・休日の接種に対する加算は、これまで同様、予診票の該当部分のマークを塗りつぶしてください。

Q8 「愛知県高齢福祉施設等ワクチン接種加速化支援金」と重複してこの交付金を申請することはできるか。

A8 可能です。それぞれの要件を満たす場合は、交付の対象となります。  
「愛知県高齢者福祉施設等ワクチン接種加速化支援金」については愛知県に申請してください。

Q9 「愛知県新型コロナワクチン小児接種支援金」と重複してこの交付金を申請することはできるか。

A9 可能です。それぞれの要件を満たす場合は、交付の対象となります。  
「愛知県新型コロナワクチン小児接種支援金」については愛知県に申請してください。

Q10 予診のみで接種に至らなかった場合は、接種回数に含めてよいか。

A10 含めません。この交付金は接種の実績により判断するものですので、接種を実施した回数のみを対象とします。

Q11 診療所や病院の責によらない理由により、規定の回数に届かなかった場合（ワクチン配送の遅れ、当日キャンセル等）は、接種回数に含めてよいか。

A11 含めません。この交付金は接種の実績により判断するものですので、接種を実施した回数のみを対象とします。

Q12 巡回接種での接種は接種回数に含めてよいか。

A12 個別接種であれば巡回接種も接種回数に含みます。

Q13 集団接種会場での接種は接種回数に含めてよいか。

A13 含めることができません。

Q14 職域接種での接種は接種回数に含めてよいか。

A14 含めることができません。令和5年度より職域接種における支援策は廃止されました。

Q15 計算対象期間中に100回から4週以上達成した場合、達成できなかった週の実績も加算対象となるのか。

A15 なりません。達成した週の接種回数のみが対象となります。

Q16 VRSに接種実績を登録しないと交付されないのか。

A16 市内分について、申請に係る審査は主にVRSによる接種実績により行います。市外分については予診票のPDFを申請フォームから申請いただくか、蒲郡市医師会集配により、お送りいただきますようお願いいたします。また、VRSによる接種実績と申請内容に大幅な乖離がある場合、個別に照会等させていただきます事があります。

Q17 初回接種及びオミクロン対応ワクチン接種は対象になるか。

A17 対象になります。ただし、以下の例のように市町村に対し接種費用を請求できないものは当交付金の接種回数に含める事ができません。

例：令和5年5月8日から8月末までの間にオミクロン株対応ワクチンを2回接種した場合、2回目は間違い接種となるため、接種費用は請求できません。

○申請手続き・お支払い等について

Q18 申請書類に押印は必要か。

A18 全ての書類に押印は不要です。

Q19 法人が複数の診療所を有する場合、申請は法人で1申請となるのか、各診療所・病院単位で申請可能なのか。

A19 法人単位での申請はできません。各診療所単位での申請となります。

Q20 振込先に指定する口座は何でもよいのか。

A20 診療所名義のものに限ります。法人でない（個人事業主の）診療所の場合は、開設者名義の口座をお願いします。これらによらない場合は、別途支払いに係る委任状を提出していただきます。

Q21 昨年度まで愛知県への提出した様式で申請してよいか。

A21 市で用意した様式をご利用ください。

(蒲郡市 URL : <https://covid19-gamagori.jp/kobetsusesshusokushin/>)

Q22 申請後、医療機関が行う作業等はあるか。

A22 申請内容や提出書類に不明点や疑義等がある場合、市からお問い合わせをする事があるため、その際にご対応をお願いします。

Q23 申請期限を過ぎると交付を受けることができないのか。

A23 期限内の提出をお願いいたします。

Q24 申請から振込みまでの流れは。

A24 申請内容の審査後、適切と認められた場合は、交付決定通知をお送りし、その後、指定された口座へ交付金をお支払いします。

Q25 申請からどのくらいの期間で交付金が振り込まれるのか

A25 交付決定の翌月末をめぐりにお支払いいたします。

Q26 算定の結果、申請金額が0円となったが、申請は必要か。

A26 必要ありません。

#### ○その他

Q27 本支援における時間外、夜間及び休日の定義は。

A27 以下の記載のとおりとなり、いずれか一つに該当すれば要件を満たします。

時間外：当該診療所の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降（診療所の診療時間に関わらない）

休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（診療所の診療日に関わらない。）

ただし、時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っている必要があります。

また、接種費用の時間外・休日の接種に対する加算（時間外＋730円、休日＋2,130円）における考え方とは異なるためご留意願います。（例：土曜日に診療時間を設けている診療所が診療時間内に接種を行った場合、本支援における休日（土曜日）に接種体制を用意しているため、本支援の要件は満たすが、接種費用の請求においては、従前どおり、土曜日は休日ではなく、また、診療時間内の接種であることから、時間外加算、休日加算の請求は出来ない。）

Q28 診療所の標榜する診療時間は、保健所や厚生局などに届出している時間と、看板・ホームページ等で提示している時間のどちらを指すか。

A28 基本的に両者は同一と考えていますが、実際に平素に一般的な診療を行っている時間になります。住民に周知し、診療を受け入れていることを考えれば、看板・ホームページ等で提示している時間になるかと考えます。

Q29 「少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること」の「接種体制を用意」の定義は。

A29 「接種体制を用意」とは、当該診療所の時間外等において接種を希望する者に接種を行える体制を取っていたこととなります。キャンセル等などにより、実際に接種を行わなかった場合も、接種体制を用意していたのであれば要件を満たします。

Q30 用意とは計画だけでもよいか。時間外・夜間・休日の時間帯に1回でも接種の実績が必要か。

A30 計画し、HP等で住民に周知した上で、予約等がなかった場合も接種体制を用意したこととして差し支えありません。

Q31 「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」の「接種体制」は専任で接種にあたる必要があるか。

A31 専任で接種にあたる必要はありませんので、診察の合間に接種しても差し支えありません。

Q32 時間外に予約をとっていた人が実際にはこなかったのに、時間外に接種を行わなかった場合は、用意したこととなるか。

A32 時間外に接種体制を用意したこととして差し支えありません。

Q33 時間外に予約をとる予定で計画したが、実際には予約が入らなかったのに、時間外に接種を行わなかった場合は、用意したこととなるか。

A33 時間外に接種体制を用意したこととして差し支えありません。

Q34 診療所の標榜する診療時間が夜間・休日である日において、診療の合間に依頼があれば接種が可能である場合、用意したこととなるか。

A34 夜間・休日において依頼があれば接種が可能である旨を、HP等で住民に周知した場合も接種体制を用意したこととして差し支えありません。

Q35 「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」について、「接種体制を用意」には、時間外、夜間または休日において、自身の診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合も「接種体制を用意」したこととみなしてよいか。

A35 ご認識のとおり、医療機関が自治体の集団接種会場等に時間外、夜間または休日に医療従事者を派遣した場合も含みます。

なお、時間外・夜間または休日の接種への取組の要件を満たすものであって、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上するものではありません。

Q36 自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合は、必ずしも自院で接種した日に派遣していなくてもよいか。申請の日と派遣の日は週がずれても対象となるか。

A36 自院で時間外に接種体制を用意した場合と同じです。週に100回以上行った場合の支援においては、その週のうち少なくとも1日にて集団接種会場等へ医療従事者を派遣している必要があります。

Q37 個別接種促進のための支援を受けるに当たり、時間外、夜間または休日にかかる接種体制は、いつ、また、どの程度の日数で実施する必要があるか。

A37 週100回以上の接種行った場合の支援については、当該回数の接種を行った週のうち、少なくとも1日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。

Q38 週に100回接種数は、時間外、夜間または休日に行った接種のみを計上するのか。

A38 支援の要件となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種（日中の診療時間内に行った接種等）を計上して差し支えありません。また、時間外、夜間に接種可能な接種体制を用意した上で、結果的に時間外や夜の時間帯において接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により要件となる接種数を満たしていた場合には支援の対象となります。

令和5年6月5日更新